

瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画

平成28年（2016年）11月

山口県

目 次

第 1	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	3
3	計画の範囲	3
4	計画の期間	3
第 2	現状と課題	4
1	現状	4
2	課題	5
第 3	計画の目標	6
1	沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標	6
2	水質の保全及び管理に関する目標	6
3	自然景観及び文化的景観の保全に関する目標	7
4	水産資源の持続的な利用の確保に関する目標	8
第 4	目標達成のために講じる施策	9
1	沿岸域の環境の保全、再生及び創出	9
2	水質の保全及び管理	11
3	自然景観及び文化的景観の保全	15
4	水産資源の持続的な利用の確保	18
5	廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保	19
6	健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	20
7	島しょ部の環境の保全	21
8	基盤的な施策	21
第 5	施策の実施上必要な事項	24
1	施策の積極的推進	24
2	施策の実施状況及びその効果の把握・点検	24
3	計画推進のための関係機関との連絡調整	25

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目的として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）及び政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画（以下「国基本計画」という。）に基づき、山口県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関する中・長期にわたる総合的な計画として定めるものです。

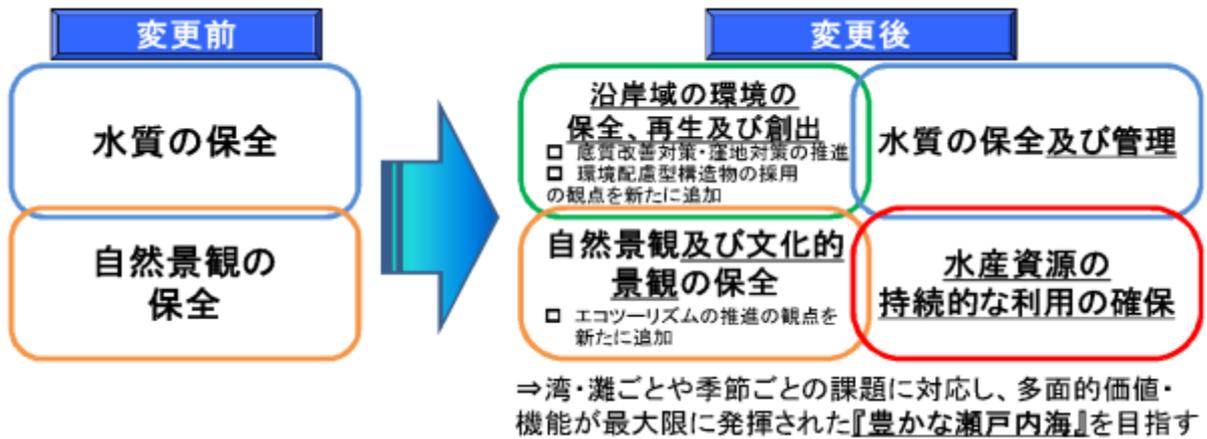


瀬戸内法第5条第1項に規定する指定地域、関係湾・灘

【国の動き】

- 国基本計画は昭和53年に策定され、平成12年の変更以降10年以上が経過し、生物多様性の向上等の新たな課題に対応するため、平成24年10月に中央環境審議会から「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」の答申を受け、同審議会の瀬戸内海環境保全小委員会における審議等を経て、平成27年2月27日に計画の変更について閣議決定されました。

《国基本計画の変更のポイント》



- また、平成27年10月2日に公布・施行された改正瀬戸内法においては、瀬戸内海の環境保全に関する基本理念が新設され、国基本計画及び瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画（以下「県計画」という。）に関する規定等の改正が行われました。

第2 現状と課題

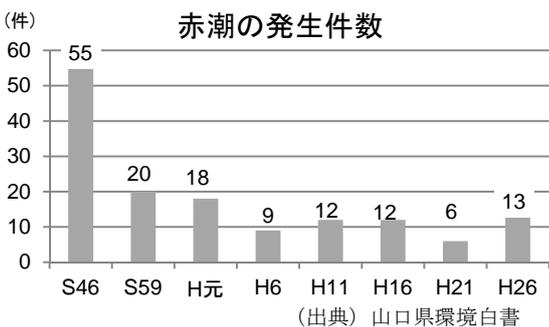
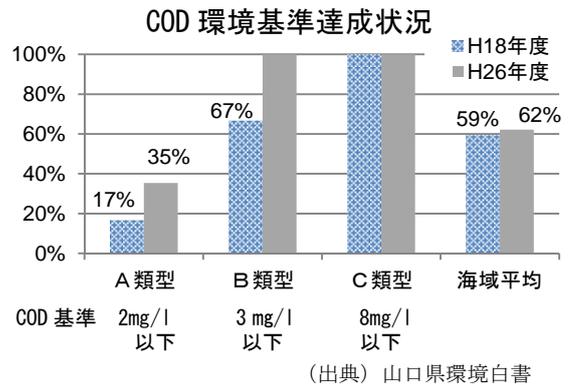
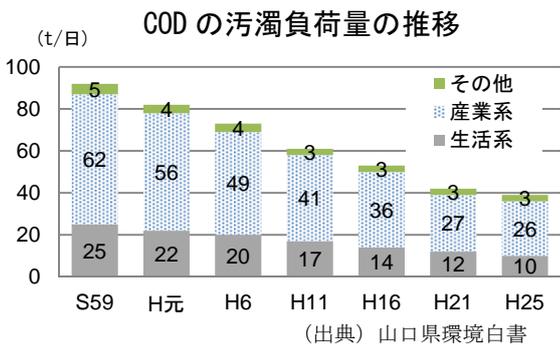
1 現状

本県の瀬戸内海は、東部に広島湾及び伊予灘、中央部に周防灘、西部に関門海峡を経て響灘の4つの湾・灘からなり、そこには屋代島をはじめとする大小の多様な島々や砂浜が点在し、沿岸域には一級河川である小瀬川及び佐波川をはじめ、県内最大の流域面積を誇る二級河川の錦川など多数の河川が流入しています。

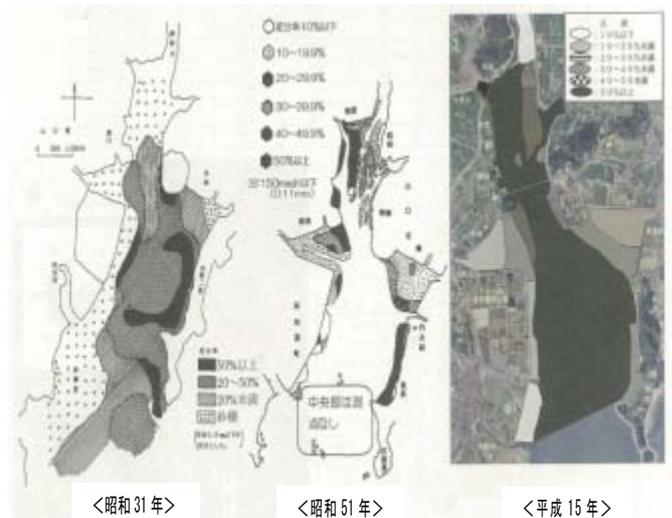
こうした海域において、かつて高度経済成長期には、産業排水や生活排水等の流入による水質の悪化や富栄養化に伴う赤潮の発生といった問題が生じていましたが、瀬戸内法や県計画等に基づく諸施策を実施し、汚濁負荷量の削減等に取り組んできた結果、水質は大きく改善し、赤潮の発生件数も減少するなどの成果がみられてきました。

一方で、沿岸域では榎野川河口干潟再生推進計画調査報告書（平成16年3月）によると、昭和31年、昭和51年及び平成15年の干潟の泥分の比較において、山口湾全域の泥分含有量が高くなっているとの報告があるほか、海域では平均水温の上昇などの環境の変化がみられています。

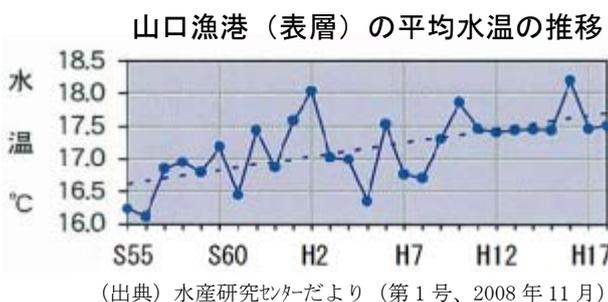
- ・ 汚濁負荷量削減等により水質が改善
- ・ 赤潮発生件数が減少
- ・ 泥干潟の拡大、平均水温の上昇など沿岸・海域の環境が変化



山口湾の干潟の状態変化



(出典) 榎野川河口干潟自然再生推進計画調査報告書（平成16年3月）



2 課題

本県が有する4つの湾・灘の環境の変化に対応しつつ、国基本計画に示された多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指すためには、生物多様性の確保、海洋ごみの発生、漁獲量の減少など新たな課題への対応が必要となります。

これまで実施してきた水質改善の取組については、第8次の水質総量削減計画の策定による汚濁負荷量の把握・管理を進めるとともに、海域においては、底質の改善や藻場の再生など地域における里海づくりを推進し、湾・灘ごとの規模、あるいは状況に応じて沿岸・沖合などの小さい規模において、その海域の特性に応じたきめ細やかな取組を進めることが重要となっています。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ・ 閉鎖性海域の水質改善・維持 | ⇒ 汚濁負荷量の把握・管理が必要 |
| ・ 底泥や海底ごみの堆積 | ⇒ 底質の改善が必要 |
| ・ 海水温上昇等により生態系が変化 | ⇒ 食害生物の対策が必要 |
| ・ 漁獲量は減少 | ⇒ 里海の再生（漁場環境の改善）が必要 |

干潟の耕耘作業による底質の改善



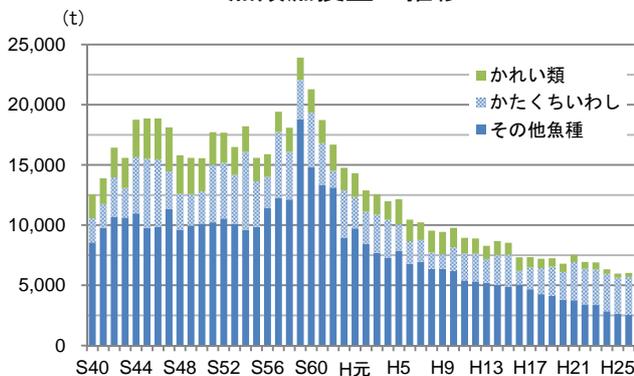
(写真) 榎野川河口干潟(平成27年5月2日)

食害生物(写真:ナルトビエイ)



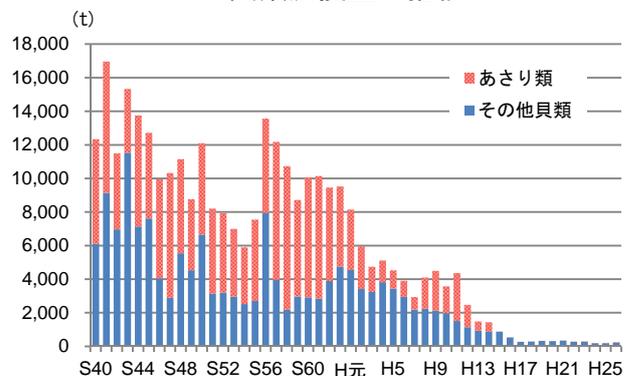
(出典) 水産研究センターだより(第1号、2008年11月)

魚類漁獲量の推移



(出典) 山口県農林水産統計
※瀬戸内海区(下関市外海側を除く。)

貝類漁獲量の推移



(出典) 山口県農林水産統計
※瀬戸内海区(下関市外海側を除く。)

第3 計画の目標

瀬戸内海の環境保全の推進のためには、関係府県等が相互に協力しながら同一の目標に向かってそれぞれの施策を遂行することが肝要であることにかんがみ、国基本計画において定められた目標をこの計画の目標とし、豊かな生態系サービス（海の恵み）を、国民全体が将来にわたって継続して享受し、かつ、生物が健全に生息・生育している状態に保っていくため、美しい景観・憩い・多様な生物の生息・生育の場としての「庭」、漁業生産の場としての「畑」、物流や人流・物質の供給路としての「道」に例えられる多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指すものとします。

また、沿岸域の環境、水質等が互いに強く関連し合うことを考慮しつつ、個別目標を次のとおり定めます。

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標

- (1) 水質浄化及び物質循環の機能を有し、魚介類も含め多様な生物が生息・生育する場となっている沿岸域における藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等が適正に保全され、また、必要に応じて再生・創出のための措置が講じられていること。
- (2) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。
- (3) 生活環境及び生物の生息・生育環境に影響を及ぼす底質及び窪地については、必要に応じて、その悪影響を防止・改善するための措置が講じられていること。
- (4) 海砂利の採取（河口閉塞対策等を除く。以下同じ。）が行われていないこと。やむを得ない場合においては、環境影響を最小限とするための措置が講じられていること。
- (5) 海面の埋立てに当たっては、環境保全に十分配慮することとし、環境影響を回避・低減するための措置が講じられていること。
- (6) 海岸保全施設等の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

2 水質の保全及び管理に関する目標

- (1) 水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための対策が計画的かつ総合的に講じられていること。水質環境基準（今後設定等されるものも含む。）について、未達成の海域においては可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域においてはこれが維持されていること。また、湾・灘ごと、季節ごとの地域の実情に応じた、きめ細やか

な水質管理に関する検討や順応的な取組が進められていること。

赤潮についてはその発生機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。

(2) 下水道等の整備により生活排水対策が進められていること。

(3) 水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、水質の保全とともに底質環境の改善の措置が講じられていること。

(4) 有害化学物質等の低減のための対策が進められていること。

(5) 油流出事故に係る未然防止措置及び事故発生時における防除体制整備が図られていること。

(6) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等の水質が良好な状態で保全されていること。

3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

(1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

また、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。

さらに、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講じられていること。

(2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

(3) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

(4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

(5) 地域の自然や文化等を活かしたエコツーリズムが推進されていること。

4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標

水産資源が、生態系の構成要素であり、再生可能なものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図り、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理が実施されるよう一層の推進に努めること。

第4 目標達成のために講じる施策

これらの計画の目標を実現するため、既に得られた知見と技術を最大限に活用し、現在残されている自然環境の保全や発生負荷の規制等のこれまで実施してきた保全型施策に加え、沿岸域における良好な環境の再生・創出、生物多様性・生物生産性の確保の観点からの水質の管理、底質環境の改善、美しい自然と人の生活・生業や賑わいが調和した景観の保全等を合わせて基本的な考え方として、各種施策の積極的な実施に努めるものとします。

その施策の検討・実施に当たっては、湾・灘ごとなどの地域の実情や季節性に応じて行うものとし、地域における合意及び隣接地域との調整に十分配慮するものとします。

その際、必要に応じ、森・里・川・海のつながりに配慮しつつ地域における里海づくりの手法を導入し、幅広い主体が、地域の状況に応じたあるべき姿を共有し、適切な管理に努めるものとします。

また、対策の効果について科学的な知見が十分に得られていない場合には、科学的に裏付けられたデータの蓄積及び分析を行いつつ、順応的管理の考え方に基づく取組を推進するものとします。

瀬戸内海の環境保全に関し本県の区域において実施する施策は、次のとおりです。

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出

(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等

藻場・干潟等水質の保全、自然景観の保全に密接に関連する動植物の生息・生育環境に関する科学的知見の向上を図るとともに、水産資源保護上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地及び採餌場として重要な干潟について、保護水面の指定、鳥獣保護区の設定等による保全に努めるものとします。

また、その他の藻場・干潟等についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等として重要な役割を果たしていることから、保全するよう努めるものとします。

なお、開発等に伴い既に失われた藻場・干潟・自然海浜等の良好な環境を回復させる施策の展開を図るものとします。

具体的には、山口湾において、平成16年8月に自然再生推進法に基づく「榎野川河口域・干潟自然再生協議会」が設立され、産学官民の協働・連携による「里海の再生」を目標とした全体構想に基づき、森・里・川・海の一体的再生を進めており、カブトガニの生息環境の保全等、干潟の再生・保全に取り組んでいます。

また、こうした活動を県内の流域に広めるため、平成25年度から錦川及び島田川の流域においても取組を進めています。

さらに、柳井市伊保庄や宇部市西岐波等では、漁業者が主体となり、地域の学校等と協働したアマモ場の再生・保全活動が行われています。

こうした地域における里海づくりの取組等を通じて、沿岸域の環境の保全、再生及び創出に努めるものとします。

(2) 自然海浜の保全等

自然海浜は、海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然のふれあいの場や地域住民のいこいの場として多くの人々に利用され、県民の健康で文化的な生活に大きく寄与しており、その利用に好適な状態で保全されるよう次の施策を講じるものとします。

ア 規制の徹底と指導・取締りの強化

- ・ 山口県自然海浜保全地区条例に基づき指定されている、長浦ほか8地区の自然海浜保全地区の適切な保全を図ります。
- ・ 県下の貴重な自然海浜が自然公園法、山口県立自然公園条例、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び森林法に基づく各種の指定地区に指定されており、当該法令に基づく適切な運用を図ることにより、自然海浜がその利用に好適な状態で保全されるよう努めます。

イ 養浜等による海浜環境の整備

- ・ 海洋性レクリエーション等の場としての海浜を造成するため、「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づき、親水護岸、養浜等の整備を必要性に応じて実施します。
- ・ 自然海浜を利用に好適な状態で保全するため、民間清掃作業を含め海浜部の漂着ごみ等を対象とした清掃事業の促進に努めます。

(3) 底質改善対策の推進

底質の悪化により生物の生息・生育の場が大きく失われた海域など、底質改善対策が必要な海域においては、浚渫や覆砂、敷砂、海底耕耘等の対策に努めるものとします。

また、山口湾の榎野川河口干潟では、流域の漁業・林業の関係者、学識経験者、住民及び行政が協働・連携し、底質環境の改善を目的とした耕耘作業を行っており、こうした地域の実情に応じた活動等を通じて、底質改善対策に努めるものとします。

(4) 海砂利の採取の抑制

本県においては、瀬戸内法に定める瀬戸内海海域での海砂利採取は行われていないことから、今後も引き続き、この現状を踏まえ対応するものとします。

なお、河口閉塞対策等を含め、地域の実情等によりやむを得ず海域の砂利採取を行う場合においては、採取による当該及び周辺海域の環境等への影響を調査し、最小限の採取量並びに影響を及ぼすことの少ない位置、面積、期間及び方法等とするよう努めるとともに、採取後の状況についてモニタリングを行うよう努めるものとします。

河口域における河川の砂利採取にあっても、動植物の生息・生育環境等の保全及び海岸の侵食防止等に十分留意するものとします。

(5) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮するものとします。

また、環境影響評価法及び山口県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとします。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとします。

これらの検討に際しては、特に藻場・干潟等は、一般に生物多様性・生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとします。

(6) 環境配慮型構造物の採用

生物の生息・生育空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、環境への配慮についても検討するよう努めるものとします。

また、海岸保全施設の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮するよう努めるものとします。

なお、県の実施する河川工事においては、動植物の多様な生息・育成に配慮した護岸の採用や「水辺の小わざ」を活用した魚道の改良を行うなどの取組を行っており、国においては三田尻中関港の防波堤において生物共生型港湾構造物を整備する等の取組が行われています。

こうした環境配慮型構造物の採用を通じて、生物の生息・生育空間の再生・創出に努めるものとします。

2 水質の保全及び管理

(1) 水質総量削減制度等の実施

本県の瀬戸内海は、4つの湾・灘（広島湾、伊予灘、周防灘、響灘）に面し、これらを10の海域の別に、公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型及び該当類型に係る基準値の達成期間を定めています。

平成26年度において、健康項目については全ての地点で環境基準を達成していますが、生活環境項目のうち化学的酸素要求量については、沿岸の地点では環境基準を達成している一方、沖合の地点では環境基準の達成率が35.4%であり、未だ未達成の海域がみられる状況です。

また、近年の赤潮の発生件数は、年間10件前後で推移し、ほぼ横ばい傾向にあります。

このようなことから、本県の瀬戸内海区域における水質の汚濁の防止及び富栄養化による生活環境に係る被害発生の防止を図るため、化学的酸素要求量により表示される汚濁負荷量並びに富栄養化の主要な原因物質である窒素及びリンの汚濁負荷量に関する水質総量削減制度等に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対

策等を計画的かつ総合的に講じるものとします。

しかしながら、一方では養殖ノリの色落ちや生長不良等の事例も見受けられることから、生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、地域における海域利用の実情を踏まえ、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進するものとします。

これらの対策を推進するに当たっては、(2)に掲げる下水道等の整備のほか、次の施策を総合的に講じるものとします。

ア 産業排水対策

- ・ 総量規制基準の遵守等の観点から、処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努めます。
- ・ 公害防止施設の設置を促進するため、地球にやさしい環境づくり融資制度(公害防止施設整備資金融資制度)の利用促進を図ります。

イ 漁場・農耕地の環境保全対策

- ・ 魚介類の養殖漁場については、持続的養殖生産確保法に基づき、魚介類養殖場における漁場改善計画の策定及び実行を指導し、底質の悪化や富栄養化が生じないよう漁場の環境保全、防疫対策に努めます。
- ・ 農耕地については、「山口県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、エコファーマーの育成・認定等を通じて化学肥料の使用量の低減に努めます。
- ・ 家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を維持するとともに、県、市町、農業関係団体、畜産農家、耕種農家等の関係者が一体となって、家畜排せつ物の利用促進を図るための取組を計画的に推進します。

ウ 自然環境の水質浄化機能の活用等

- ・ 必要に応じて、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図るとともに、浚渫等により底質の改善を推進します。

エ 赤潮対策

- ・ 漁業被害を未然に防止するため、赤潮対策事業等により国、県、漁協等の情報交換に基づく監視通報体制を強化する一方、クロロフィルセンサーによる連続観測とWebサイトを通じたデータ自動送信を組み合わせた早期警戒システムの構築を図ります。
- ・ 赤潮の発生予察技術や赤潮による魚類への死防止技術の開発等の研究を推進し、その結果に基づき必要な措置について検討します。

オ 普及啓発・調査研究

- ・ 富栄養化防止に係る普及啓発を推進するとともに、地域における海域利用の実

情に応じて、より効率的な排水処理技術の開発等に関する調査研究を引き続き進めます。

(2) 下水道等の整備の促進

「山口県汚水処理施設整備構想」に基づき、下水道の整備を一層促進するほか、生活様式や地域の実情に応じ、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を促進するものとします。

ア 下水道の整備

- ・ 下水道事業を実施している13市4町において、事業区域の整備を促進するとともに、未着手の区域については、できるだけ速やかに事業着手し、整備の促進に努めます。
- ・ 公共用水域に定められた水質環境基準を達成維持するため、必要な地域において、処理施設の高度化を推進します。

イ その他の生活排水処理施設の整備

- ・ 農業集落排水施設は、既に下関市等9市2町59地区で整備が完了し、その他の市町においても山口県汚水処理整備構想に基づき整備を予定しています。
- ・ 漁業集落排水施設については、防府市等4市3町7地区で整備が完了しています。
- ・ 浄化槽については、各市町において地域の特性を考慮しながら、整備を促進するとともに、浄化槽法、建築基準法及び「浄化槽の設置等に関する指導要綱」等に基づき、適正な設置及び維持管理の徹底等について指導を行います。
- ・ 今後も、農村漁村地域の生活雑排水の浄化対策が瀬戸内海の水質保全対策上重要な施策であることにかんがみ、農業集落排水施設等の整備の促進に努めます。

ウ し尿処理施設の整備

- ・ 本県のし尿の処理状況は、平成26年度末において、下関市ほか18箇所のし尿処理施設及び周南市等の公共下水道投入により処理されており、計画収集人口は約14万人、計画収集量は1日当たり約1,240k1となっています。
- ・ 今後は、し尿、浄化槽汚泥のみならず、その他の有機性廃棄物を含めて再生利用を図りつつ、適正処理を行う汚泥再生処理センター等の整備の促進に努めます。

(3) 水質及び底質環境の改善

底質環境に悪影響を及ぼす水質の悪化を防止するため、水質汚濁防止法及び山口県公害防止条例に基づき、工場及び事業場から公共用水域への排水について、排水基準の遵守状況を監視するとともに、公共用水域の水質常時監視を通じて、河川、湖沼及び海域の水質に係る環境基準達成状況の監視に努めるものとします。

また、水質に悪影響を及ぼす堆積した有機物の分解等への対策については、海域利用の実情に応じて、浚渫や覆砂、敷砂、海底耕耘等の底質環境の改善対策を水質保全

対策等と組み合わせるなど、環境との調和に十分配慮しつつ適切な措置を講じるよう努めるものとします。

(4) 有害化学物質等の低減のための対策

瀬戸内法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法に基づく排水規制の適切な運用等により、水質環境基準の達成維持を図り、有害化学物質による水質汚染状況の監視に努めるものとします。

特に、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定事業場に対する排出基準の遵守等の徹底や公共用水域の水質、底質及び地下水の濃度測定を計画的に実施し、環境基準の達成維持を図るものとします。

また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく PRTR 制度により、排出量の把握、管理を促進するものとします。

さらに、PCB 廃棄物については、「山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、処理期限内に処理を完了させることとし、処理までの間は、適正な保管を指導します。

(5) 油等による汚染の防止

本県の瀬戸内海区域には、国際拠点港湾である徳山下松港及び下関港のほか、重要港湾が4港、地方港湾が23港あり、漁港は特定第3種漁港である下関漁港を始め、第1種・第2種漁港が67漁港あります。

また、石油コンビナート等特別防災区域として岩国・大竹地区、下松地区、周南地区、宇部・小野田地区及び六連島地区が指定されています。

さらに、これらの区域に係る海域はタンカー等の船舶の往来が多く、地形も複雑です。

このような状況を踏まえ、次の施策を講じることにより、船舶油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海洋汚染の防止を図るものとします。

ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止

- ・ 船舶及び陸上からの油等の排出防止のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法の規定に基づく規制の徹底及び監視取締りの強化を図ります。

イ 事故による海洋汚染の未然防止

- ・ 事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底及び監視指導の強化を図るとともに、山口県及び関係市町の地域防災計画並びに「山口県石油コンビナート等防災計画」等による防災活動等の適切な運営を促進します。

ウ 排出油等防除体制の整備

- ・ 排出油等の流出及びその拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法に基づく油回収船、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の備付け義務の徹底を図るとともに、これら排出油等防除資機材の整備に努めます。
- ・ 「山口県石油コンビナート等防災計画」、「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」、「山口県地域防災計画」、「瀬戸内海西部海域排出油等防除計画」及び「瀬戸内海中部海域排出油等防除計画」に基づき、排出油等防除体制の整備確保に努めます。

エ 環境保全対策の充実

- ・ 脆弱沿岸海域図の活用等により、事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方策等についての検討を推進するとともに、油等流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めます。

(6) 海水浴場の保全その他の措置

海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場の水質について、良好な状態で保全するように努めるとともに、主要な海水浴場については、利用者が安心して海水浴を楽しめるよう水質調査を実施し、その結果について県ホームページ等を通じて情報提供するものとします。

さらに、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が瀬戸内海特性によりその水質や生態系、水産資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努めるものとします。

3 自然景観及び文化的景観の保全

本県には、身近なところに多くの美しい自然景観、歴史的建造物やまち並み等の良好な景観が残っており、人々の心を豊かにさせてくれるとともに、ふるさとへの愛着心や連帯感を高めるものとなっています。

また、平成16年6月に景観法が制定され、瀬戸内法の指定地域では、下関市をはじめ9市が景観行政団体となり、同法を活用した景観形成に向けて取り組んでいます。

さらに、県においては、山口県景観条例及び「山口県景観ビジョン」に基づき、住民・事業者・市町・県が一体となって良好な景観を保全・形成・活用しながら、心豊かな・暮らしやすい・訪れたい山口県を目指すことを基本目標として、施策を講じるものとします。

(1) 自然公園等の保全

本県の区域に係る瀬戸内海の自然景観の核心的地域のうち、自然公園法に基づき、周防大島町一帯、光市虹ヶ浜・室積、下松市笠戸島、周南市太華山、下関市火の山・満珠・干珠及びこれらの周辺海域が瀬戸内海国立公園の区域として、下関市豊北町土井ヶ浜一帯が北長門海岸国定公園の区域として指定されています。

また、平成25年2月には、周防大島町地家室沖のニホンアワサンゴ群生地が瀬戸内海国立公園初の「海域公園地区」に指定されています。

これらの区域については、瀬戸内海特有の優れた自然景観等が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底及び監視指導の強化に努めるとともに、公園事業の執行等の制度の活用が図られるものについては、これを適切かつ積極的に推進するものとします。

さらに、必要に応じ、国と連携を図り国立公園及び国定公園の区域等の見直しを行い、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努めるものとします。

(2) 緑地等の保全

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることから、現状の緑を極力維持し、かつ、積極的にこれを育てるため、次のような施策を講じるものとします。

ア 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林の保全

- ・ 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林を保全するため、保安林の指定を進めるとともに、保安林制度及び林地開発許可制度等による規制の適正な運用を図ります。
- ・ 採石法及び砂利採取法に基づく採取計画の認可及び海岸法に基づく許可に際しては、緑地等の保全について十分配慮するものとします。
- ・ 山口県自然環境保全条例に基づき指定されている霜降山ほか7箇所、緑地環境保全地域及び蒲井八幡宮樹林ほか27箇所の自然記念物については、これらの優れた自然環境を適切に保全するとともに新たな指定を進めます。

イ 沿岸都市地域における緑地の確保

- ・ 都市公園の整備は、平成25年度には下関市、宇部市、山口市、岩国市、山陽小野田市において実施しており、引き続き整備及び管理に努めます。
- ・ 都市計画法に基づき風致地区として指定されている岩国市の錦帯橋など20箇所においては、風致地区内における建築物等の規制に関する条例に基づく許可制度の適切な運用を図るとともに、更なる緑地の確保のため、必要に応じて風致地区の追加指定や都市緑地法に規定する特別緑地保全地区の追加指定等を行います。

ウ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施

- ・ 多面的機能を有する森林の健全な育成を図るため、保育・間伐等の適正な実施、育成複層林の誘導による多様な森林整備等、森林整備事業を積極的に推進します。

- ・ 地域の実態に即した、松くい虫等森林病虫害防除及び被害跡地の早期復旧、さらには保安林の整備、荒廃地の復旧、生活環境の保全等治山事業の推進により、県土の保全と森林の適正な管理を図り、健全な森林の育成に努めます。

エ 緑化修景措置

- ・ 都市計画法による開発行為に際しては、開発許可基準に基づく緑地の確保など、適切な環境保全に配慮するとともに、緑化協定の締結など植栽等を指導し、緑の修復に努めます。

(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海には多種多様な史跡、名勝、天然記念物等が数多く存在し、文化財保護法、山口県文化財保護条例に基づき指定され、恒常的な保存が図られています。

これらの文化財の景観・環境を保全するため、法又は条例に基づいた規制を徹底し、積極的な保護対策を講じるものとします。

(4) 海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）対策の推進

海岸漂着物等の対策については、やまぐちの美しい里山・海づくり条例を踏まえ、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律及び同法基本方針に基づき、平成23年9月に策定した「山口県海岸漂着物対策推進地域計画」により、各主体の連携・協働の下、回収・処理から発生抑制の取組を一体的に展開するものとします。

また、漂流・海底ごみについても、同法附帯決議に基づき、市町や関係団体等と連携し、回収・処理や発生抑制対策を推進するものとします。

具体的には、海岸管理者やボランティア等による海水浴場等の清掃や、関係団体等による漂流・海底ごみの回収等の取組を促進します。

また、発生抑制対策として、海洋ごみに係る環境学習・環境教育の実施や環境美化活動を通じた県民の美化意識の向上に努めるとともに、ごみの投棄に係る監視指導の強化等により陸域を含めた対策を図ります。

さらには、マイバッグ運動によるレジ袋等容器包装廃棄物の削減活動等を通じ、廃プラスチック等の海洋への流出防止に努めます。

(5) エコツーリズム等の推進

瀬戸内海に特有な景観を活用して、都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるよう、エコツーリズムを推進する市町等の取組を支援するものとします。

具体的には、周防大島町における多島美とニホンアワサンゴが生息する海域に親しみ、動植物を学ぶツアーや、岩国市等の離島をフィールドとした海岸清掃と漁業体験を組み合わせた体験型エコツアーなど、瀬戸内海の島々の自然環境を活かした海洋観光や海洋環境の保全に係る取組を進めるとともに、こうした取組を広めることで地域の活性化にも努めるものとします。

また、人が海に近づきにくくなった場所においては、周辺環境を勘案しつつ、人工海浜や干潟の造成等の海と人とがふれあえる場を創出するよう努めるものとします。

(6) その他の措置

開発等により、自然海岸が減少し、海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、これらの実施に当たっては、景観の保全について十分配慮するものとします。

また、海面及び沿岸部等において施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するとともに、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置を講じるよう努めるものとします。

さらに、瀬戸内海各地に点在する漁港、段々畑、まち並みなどの自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している文化的な景観についても、適切に保全されるよう配慮するものとします。

4 水産資源の持続的な利用の確保

水産資源が生態系の構成要素であり、再生可能なものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図り、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理が実施されるよう次の施策の推進に努めるものとします。

(1) 漁場環境の保全

藻場・干潟は重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚魚の成育等の資源生産の場としての機能や、有機物の分解による水質の浄化等の様々な機能を有していることを踏まえ、山口県漁業調整規則に基づく保護水面の指定により藻場を保護するとともに、漁業者が主体となって実施している藻場・干潟の保全・再生活動を支援し、学校や地域住民等と連携し、地域ぐるみの活動に拡大するよう努めるものとします。

また、キジハタ等の水産資源の多くが成長に連れ浅所から深場に移動する生態である等の生活史にかんがみ、幼稚仔保護礁から若成魚育成礁を経て生産礁に至る一連の漁場整備や藻場造成を推進し、良好な生息環境空間の創出に努めるものとします。

(2) 水産動植物の増殖の推進

「山口県栽培漁業基本計画」に基づくキジハタ、マダイ、ヒラメ等の魚介類の安定的な放流用種苗生産・供給に努めるとともに、特にトラフグについては、瀬戸内海関係府県が連携した種苗生産・放流体制を推進する「瀬戸内海海域トラフグ栽培漁業広域プラン」及び九州・山口関係県による「九州海域トラフグ栽培漁業広域プラン」に基づく親魚養成・種苗生産・中間育成の拠点としての役割を果たし、健全な種苗の適地への集中的な放流を推進するものとします。

また、小型魚保護等の放流後の管理を適切に実施することで放流種苗の生存率を高め、天然資源も含めた資源造成を推進するものとします。

さらに、アサリの漁獲量については昭和58年の8,557tから急激に減少し、近年は年間10t前後の漁獲量で推移していることから、門前、東岐波等瀬戸内海沿岸各地に整備した母貝団地による増殖を進めるとともに、増殖を阻害する要因となるナルトビエイ等の食害生物に対し、網による被覆保護や駆除対策等を進めるものとします。

(3) 水産資源の適切な管理

水産資源の管理措置については、山口県漁業調整規則及び山口県内水面漁業調整規則に基づく体長制限や漁具・漁法の制限等、漁区漁業調整委員会指示による各種禁止・制限措置、瀬戸内海漁業取締規則に基づく藻場等におけるひき網漁業の禁止、小型機船底びき網漁業取締規則に基づく漁具・漁法の禁止等、更には海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量（TAC）や漁獲努力可能量（TAE）等、各種公的規制による水産資源の適切な管理が行われています。

また、「山口県資源管理指針」に基づき漁業者団体が行う全長制限（小型魚の再放流）や禁漁措置等の資源管理計画を指導・支援しており、これらを総合的に実施することで水産資源の適切な保存及び管理に努めるものとします。

さらに、遊漁については、山口県海面利用協議会により、遊漁等の海洋性レクリエーションと漁業との総合的な海面の利用調整を促進するとともに、「遊漁のしおり（平成26年4月）」を活用して遊漁に係る代表的なルールやマナーに関する普及啓発を行うことで広く一般の理解を深め、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえるよう努めるものとします。

5 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

瀬戸内海の海面及び海岸が清浄に保持されるためには、ごみ等の不法投棄及び不適正処理の防止に努めることが必要であるため、監視等の強化を図るものとします。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を進めるため、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進により廃棄物の減量化を推進するとともに、適切な廃棄物処理施設や最終処分場の整備を図るものとします。

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用

山口県循環型社会形成推進条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定する「山口県循環型社会形成推進基本計画」により、循環的資源の利活用や廃棄物の適正処理を通じて、県民総参加による環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指すものとします。

(2) 処理施設の整備

本県の廃棄物処理施設の整備状況は、平成26年度末において、一般廃棄物の処理施設では、ごみ焼却施設12箇所、ごみ再資源化施設18箇所、ごみ燃料化施設3箇所、粗大ごみ処理施設11箇所が整備され、全県下を対象としたごみ焼却灰のセメント原料化システムが構築されています。また、産業廃棄物の処理施設では、焼却施設26箇所、がれき等の破碎施設191箇所、最終処分場60箇所等の許可対象施設が472箇所整備されています。

これらの施設の主体による適正な維持管理、運用等により廃棄物の循環利用、適正処理を推進します。

さらに、施設の老朽化等に対処するため、循環型社会形成推進交付金等を活用し、下関市、岩国市、山口市、周南地区衛生施設組合における処理施設の整備・更新等を促進します。

(3) 最終処分場の整備

平成26年度末において、一般廃棄物最終処分場については38箇所、産業廃棄物最終処分場については60箇所が整備されています。

これらのうち、公共関与による広域最終処分場として整備された新南陽広域最終処分場（平成26年4月供用開始）と東見初広域最終処分場（平成20年11月供用開始）での全県的な受入れにより、当面、県内で処理される産業廃棄物の安定的な受入体制は整備されており、引き続き、県内における産業廃棄物の適正処理の確保に努めるものとしします。

また、新規の最終処分場の整備は長期の年数を要するため、将来的な最終処分場の必要性等を十分検討のうえ、公共関与による後継の広域最終処分場の整備の検討を進めるものとしします。

(4) 災害廃棄物の適正処理

国が平成26年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」等に基づき、大規模災害等により発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理ができるよう、県・市町で災害廃棄物処理計画を策定するとともに、関係主体と連携・協働した広域的な処理体制の整備に向け検討を進めるものとしします。

6 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため、森・里・川・海の連続性に留意し、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとしします。

(1) 陸域

森林の水源かん養機能を高度に発揮させるため、保安林等に指定し、治山事業等により積極的に整備を図るものとしします。

また、水貯留、地下水かん養能力を有する水田等農地の適正な維持管理を推進するものとします。

(2) 河川域

河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水のかん養、下水処理水の再利用等に努めるものとします。

(3) 海域

海域から陸域の連続性に留意して、藻場・干潟等の沿岸域の環境の保全を推進するとともに、自然浄化能力の回復に資する人工干潟等の適切な整備を図るものとします。

7 島しょ部の環境の保全

本県には、瀬戸内海において、屋代島をはじめ、約140の島々があり、これらの地域は豊かな歴史・文化を持ち、柑橘栽培などの農業や漁業、造船業などが営まれてきました。

しかし、過疎化、高齢化の進行等、島しょ部の活力の低下も懸念され、その一方で、豊かな自然環境が随所に残されており、貴重な財産であるこれらの自然環境を守りつつ、地域の活性化を図っていく必要があります。

こうしたことから、各種の公共事業や開発等を行う際には、環境の保全、残された自然環境や島々がつくり出す瀬戸内海らしい多島美の景観等に十分配慮するものとします。

8 基盤的な施策

(1) 水質等の監視測定

水質汚濁に係る環境基準点を中心として、瀬戸内海に係る海域95地点、河川70地点及び湖沼12地点の計177地点において、水質汚濁防止法による測定計画に基づき、環境基準項目等の常時監視に努めるものとします。

また、発生源については、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場における排水基準の遵守のため、指導等に努めるとともに、総量規制の指定地域内事業場における汚濁負荷量の的確な把握のため、水質計測器などの測定施設及び設備の適正管理について指導を徹底するものとします。

(2) 環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等

本県においては、環境保健センター、水産研究センター及び農林総合技術センターで環境保全や水産資源等に関する調査研究及び技術開発を進めており、今後とも関係者の連携により、瀬戸内海の環境保全に関する調査研究及び技術の開発に努めるものとします。

また、こうした調査等に関する情報や成果等について、インターネットを活用し、情報の共有化、情報収集の効率化に努めるものとします。

なお、栄養塩類の適切な管理等に関する順応的管理に向けた実証事業等を行う場合は、その効果及び影響について正確かつ継続的なモニタリングを行うとともに、課題に対する科学的・技術的な解決策のための研究に努めるものとします。

(3) 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとします。

また、広島湾については、広島湾再生行動計画に基づき、関係省庁及び関係地方公共団体はもとより、地域住民、NPO、学識経験者、漁業関係者、民間企業等の多様な主体との連携や協働により広島湾の再生に努めるものとします。

なお、現在、瀬戸内海環境保全知事・市長会議により、地方公共団体間の連携が図られているが、今後ともこの会議を通じ一層の連携の強化を図り、広島湾を除く湾・灘について、関係する隣接県とも情報交換や必要な協力を行うものとします。

(4) 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、食、文化、レクリエーションを通じた普及啓発活動、市民の環境に対する認識の確認、多様な情報の整備等や広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、県ホームページ、せとうちネット、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷や廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとします。

(5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等を含めた総合的な対策が必要となります。

その実効を期するためには、多様な環境施策の計画・実施等を行う行政、事業活動における環境配慮行動等を行う事業者、生業の場としての海における環境配慮行動等を行う漁業者、地域に根ざした環境配慮行動の提案・企画・実施等を行う民間団体、日常生活における環境配慮行動等を行う県民等がその責務を果たすことはもちろんのこと、地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力、地域における目標の共有が不可欠であり、瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るものとします。

また、汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、住民参加の推進に努めるものとします。

さらに、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、瀬戸内海の保全についての正しい認識を高めるよう広報活動の実施に努めるとともに、やまぐちの美しい里山・海づくり条例に基づき、河川、海岸等へのごみの不法投棄防止に係る普及啓発や県民総参加による環境美化活動の促進等に努めるものとします。

これらの事業の実施に当たっては、(公社)瀬戸内海環境保全協会及び山口県瀬戸内海環境保全協会等の協力を得るなど、より一層その効果を増すよう努めるものとします。

(6) 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、県、市町、事業者、民間団体等の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとします。

このため、「山口県環境学習基本方針」に基づき、環境学習推進センターを中心に、市町や関係団体等の学習施設との連携・ネットワーク化を図りながら、環境学習指導者（リーダー）の登録・派遣や環境情報の提供、教材の作成・提供、環境活動団体等と連携した体験型環境学習講座の開設等の施策を積極的に推進するものとします。

また、市町や学校が実施する親と子の水辺（海辺）の教室や水生生物調査等、地域や学校においても環境教育等の推進を図るものとします。

(7) 国内外の閉鎖性海域との連携

国内外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、海外における取組に積極的に貢献するため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議、（公社）瀬戸内海環境保全協会等を通じて、世界閉鎖性海域環境保全会議等の支援、積極的な参加、情報交換等に努めるものとします。

第5 施策の実施上必要な事項

1 施策の積極的推進

瀬戸内海の環境保全是緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、本計画で定められた施策については、優先的に財源の確保等に努め、その積極的な推進を図るものとします。

2 施策の実施状況及びその効果の把握・点検

瀬戸内海の環境保全を推進するために、計画した各施策を推進するとともに、水質及び底質の状態を示す項目等のほか、各種施策の取組事例や国の基本計画の指標の項目を活用して実施状況を把握すること等により、施策の効果的な実施を図るものとします。

(1) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標

指標	項目
1	藻場面積
	干潟面積
2	渡り鳥飛来数
3	豊かな流域づくり取組箇所数
4	自然再生推進法に基づく取組箇所数
5	自然海浜保全地区指定数

(2) 水質の保全及び管理に関する指標

指標	項目
6	水質汚濁に係る環境基準達成状況
7	汚濁負荷量
8	汚水処理人口普及率
9	エコファーマー認定件数
10	化学物質排出移動量届出制度(PRTR)に基づく公共用水域への届出排出量
11	水浴場の水質判定基準の達成状況・利用者数

(3) 自然景観及び文化的景観の保全に関する指標

指標	項目
12	国立公園利用者数
13	国立公園面積
14	景観法に基づく景観計画の策定自治体数
15	森林面積

1 6	森林整備（造林）実施面積
1 7	保安林指定面積
1 8	林地開発許可処分件数
1 9	都市公園面積
2 0	都市計画法に基づく風致地区指定面積
2 1	都市緑化法に基づく特別緑地保全地区指定面積
2 2	重要伝統的建造物群保存地区選定件数
2 3	史跡、名勝、天然記念物等の国・県指定件数
2 4	河川・海岸清掃活動参加人数

(4) 水産資源の持続的な利用の確保に関する指標

指標	項目
2 5	漁業生産量
2 6	保護水面指定数

3 計画推進のための関係機関との連絡調整

本計画は、関係市町、関係団体及び国と一体となって推進していくことが重要であることから、これらの関係機関と連携等を密にし、諸施策の実施状況等について、情報及び意見の交換等を行うものとします。

(参考資料)

1	指標の現状値	27
2	用語解説	32

1 指標の現状値

(1) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標

指標1 藻場・干潟の面積		
藻場面積	4,353 ha	平成5年度
干潟面積	2,986.9 ha	平成18年度

(出典) 藻場面積：第4回自然環境保全基礎調査海域生物環境調査報告書（1994年3月、環境庁）
干潟面積：平成18年度瀬戸内海干潟調査（2007年3月、環境省）

指標2 渡り鳥飛来数		
20,802 羽	調査地点 きらら浜・土路石川河口	調査期間 平成26年10月 ～平成27年5月

(出典) 環境省 渡り鳥飛来状況調査

指標3 豊かな流域づくりの取組箇所数		
3箇所	錦川、島田川、榎野川	平成27年度末

指標4 自然再生推進法に基づく取組箇所数	
1箇所	榎野川河口域・干潟自然再生協議会（平成16年8月～）

指標5 自然海浜保全地区指定数			
8地区			平成27年度末
指定地区名	指定区域		市町名
	海岸線 (m)	面積 (ha)	
長浦自然海浜保全地区	490	2.57	周防大島町
白浜自然海浜保全地区	200	1.07	下松市
安岡自然海浜保全地区	190	1.39	下関市
室津自然海浜保全地区	400	2.54	下関市
小串自然海浜保全地区	120	0.43	下関市
ならび松自然海浜保全地区	250	1.25	下関市
犬鳴自然海浜保全地区	120	1.40	下関市
刈尾自然海浜保全地区	300	2.38	周南市

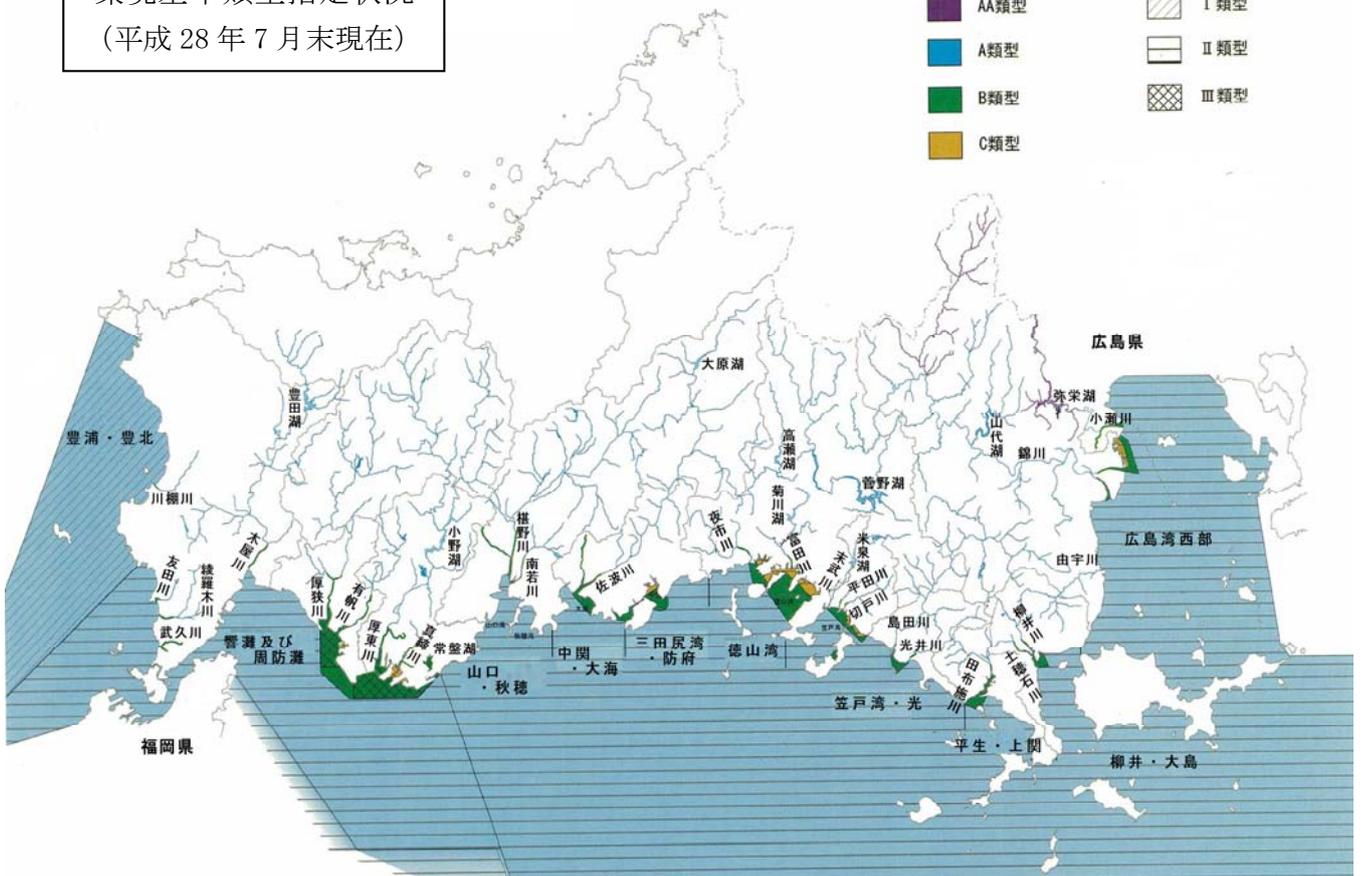
(2) 水質の保全及び管理に関する指標

指標6 水質汚濁に係る環境基準達成状況					
化学的酸素要求量	海域の類型	75%値 (mg/l)		環境基準達成率 (%)	平成26年度
	A	1.1~2.7		35.4	
	B	1.9~3.0		100	
	C	2.4~3.6		100	
	瀬戸内海全海域	1.1~3.6		62.2	
全窒素・全りん	海域の類型	水域平均値		環境基準達成率 (%)	平成26年度
		全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)		
	I	0.15	0.012	100	
	II	0.12~0.20	0.014~0.025	100	
	III	0.18~0.22	0.025~0.027	100	
	瀬戸内海全海域	0.12~0.22	0.012~0.027	100	

(出典) 平成26年度公共用水域水質調査

環境基準類型指定状況
(平成28年7月末現在)

- BOD、CODに係る環境基準
- AA類型
 - A類型
 - B類型
 - C類型
- 窒素、りんに係る環境基準
- I類型
 - II類型
 - III類型



指標7 汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）・窒素・りん）					
区分	生活系（t/日）	産業系（t/日）	その他（t/日）	総計（t/日）	平成 25 年度
COD	10	26	3	39	
窒素	7	10	11	28	
りん	0.7	0.7	0.3	1.8	

（出典）平成27年度山口県環境白書

指標8 汚水処理人口普及率					
84.9 %					平成26年度末
総人口	汚水処理人口	下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽	
1,425千人	1,209千人	907千人	70千人	232千人	

（出典）国土交通省、農林水産省、環境省とりまとめ公表数値 ※県全域の数値

指標9 エコファーマー認定件数	
2,160件	平成27年度末

（出典）県農業振興課とりまとめ ※県全域の数値

指標10 化学物質排出移動量届出制度（PRTR）に基づく公共用水域への届出排出量	
373,250 kg	平成26年度

（出典）経済産業省公表数値 ※県全域の数値

指標11 水浴場の水質判定基準の達成状況・利用者数		
調査海水浴場数	26箇所	平成27年度
水質判定基準の達成状況	100 %	平成27年度
調査海水浴場の利用者数	27.7万人	平成26年度

（出典）平成27年度水浴場（開設前）水質調査結果

（3）自然景観及び文化的景観の保全に関する指標

指標12 国立公園利用者数		
瀬戸内海国立公園	1,362千人	平成25年

（出典）平成27年度山口県環境白書

指標 1 3 国立公園面積		
瀬戸内海国立公園	5,910 ha	平成 26 年度末

(出典) 平成 27 年度山口県環境白書

指標 1 4 景観法に基づく景観計画の策定自治体数		
9 団体	下関市、宇部市、山口市、防府市、 下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市	平成 27 年 12 月末

※県都市計画課まとめ、瀬戸内法指定地域関係

指標 1 5 森林面積		
	437,070 ha	平成 26 年度

(出典) 平成 26 年度山口県森林・林業統計要覧 ※県全域の数値

指標 1 6 森林整備（造林）実施面積		
	206.78 ha	平成 26 年度

(出典) 平成 26 年度山口県森林・林業統計要覧 ※県全域の数値

指標 1 7 保安林指定面積		
	110,020 ha	平成 26 年度

(出典) 平成 26 年度山口県森林・林業統計要覧 ※県全域の数値

指標 1 8 林地開発許可処分件数		
	4 件	平成 26 年度

(出典) 平成 26 年度山口県森林・林業統計要覧 ※県全域の数値

指標 1 9 都市公園面積		
	1,864.98 ha	平成 26 年度末

(出典) 国土交通省都市公園データベース ※県全域の数値

指標 2 0 都市計画法に基づく風致地区指定面積		
	1,480.5 ha (20 地区)	平成 27 年 12 月末

※県都市計画課まとめ、瀬戸内法指定地域関係

指標 2 1 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区指定面積		
	180 ha (宇部市櫛原如意寺)	平成 27 年 12 月末

※県都市計画課まとめ、瀬戸内法指定地域関係

指標 2 2 重要伝統的建造物群保存地区選定件数		
1 件 (柳井市古市金屋地区)		平成 27 年度末

※県都市計画課まとめ、瀬戸内法指定地域関係

指標 2 3 史跡、名勝、天然記念物等の国・県指定件数			
国指定	特別天然記念物	3	平成 27 年度末
	史跡	42	
	名勝	10	
	天然記念物	40	
県指定	史跡	31	平成 27 年度末
	名勝	5	
	天然記念物	52	

(出典) 県社会社会教育・文化財課まとめ ※県全域の数値

指標 2 4 河川・海岸清掃活動参加人数		
河川	87,277 人	平成 26 年度
海岸	24,050 人	平成 26 年度

(出典) 平成 27 年度河川海岸清掃実績集 ((公社) 山口県快適環境づくり連合会)

※岩国市～下関市沿岸に係る数値を集計

(4) 水産資源の持続的な利用の確保に関する指標

指標 2 5 漁業生産量				
魚類	6,042 t	たこ類	329 t	平成 26 年度
えび類	501 t	うに類	20 t	
かに類	114 t	その他水産動物類	452 t	
貝類	258 t	海藻類	470 t	
いか類	295 t	海面養殖業	1,412 t	

(出典) 農林水産省漁業養殖業生産統計 (海面漁業の部及び海面養殖業の部、大海区都道府県支庁別統計の瀬戸内海区)

指標 2 6 保護水面指定数		
4 海域	岩国市柱島周辺、上関町八島周辺、 山口市秋穂竹島周辺、下関市厚島周辺	平成 27 年度末

2 用語解説

(あ)

赤潮

海水中のプランクトンが異常に増殖して、海水の色が変わる現象をいう。有害なプランクトンが増殖することによって、魚介類が大量にへい死する場合がある。

一般廃棄物

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される廃棄物など、産業廃棄物以外のものをいう。

栄養塩類

窒素、りん、ケイ素など、植物や藻類が正常な生活を営むのに必要な無機塩類をいう。植物等が生長するときに大量に必要とされ、植物等の生長・増殖を制限している物質を指す。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のありかたをいう。

エコファーマー

堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式を自分の農業経営に導入する計画を立て、知事から認定された農業者の愛称をいう。

汚濁負荷量

水や大気などの環境に排出されるCOD、硫酸化物等の汚濁物質の量をいう。一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排水量や排出ガス量等との積で表される。

(か)

海岸漂着物等

海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

海底耕耘

海底の砂や泥が固まると、その中に含まれる水の酸素濃度が減少するなど、生物の生息環境悪化を招くため、鉄製の爪のついた道具等を漁船で曳航するなどの方法により海底を耕し、底質環境を改善する活動をいう。

環境影響評価

開発等の実施に当たり、その環境に及ぼす影響の程度と範囲及びその防止策について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を地域住民等に公表し、意見を求める手続をいう。

環境学習

自然や環境を大切にすることを学び、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することをめざして行われる学習をいう。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

環境配慮型構造物

緩傾斜海岸、生物共生型護岸、海水交換型の防波堤、周辺の景観に配慮した施設構造のデザインの構造物等をいう。

間伐

健全な森林を育成するため、成長の過程で過密となった森林の立木の一部を伐採することにより、立木の成長や下層植生の繁茂を促す作業をいう。

(さ)

里海

人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域をいう。

産業廃棄物

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により定められた20種類をいう。

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量をもって表し、数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会をいう。

水質総量削減制度

環境大臣が指定水域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）ごとに、発生源別、都府県別のCOD、窒素及びりん（リン）の負荷量の削減目標及び目標年度等を総量削減基本方針として定め、これに基づき関係都府県が総量削減計画を定め、閉鎖性海域の水質汚濁を防止する制度をいう。

生態系

ある地域に住む全ての生物と、その地域内の大気、水、土壌などの環境とを総合的にとらえた系をいう。

(た)

ダイオキシン類

一般に有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラダイオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめて「ダイオキシン類」と呼ばれるが、ダイオキシン類対策特別措置法ではPCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義している。毒性が強く、発生源としては、ごみ焼却場、紙・パルプの塩素漂白工程などがある。

(は)

PRTTR制度

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

干潟

干潮時に干上がる砂泥質の浅場をいう。多くの水生生物の産卵・成育の場として機能するほか、海水の浄化に重要な役割を果たしている。

富栄養化

水の出入りの少ない湖沼や瀬戸内海のような閉鎖性水域では、工場排水、家庭排水、農業廃水などの流入により水中の栄養塩類である窒素、りんなどが増え、次第に栄養塩類が蓄積される現象をいう。海域における赤潮の発生原因の一つといわれる。

保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成などの公益的機能を高度に発揮させるため、森林法に基づき指定された森林（17種類）をいう。

保護水面

水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として指定する区域をいう。

（ま）

藻場

沿岸域で海草・海藻が茂る場所をいう。多くの水生生物の産卵・成育の場として機能するほか、栄養塩類や二酸化炭素を吸収し、酸素を供給するなど重要な役割を果たしている。

（ら）

林地開発許可制度

森林の土地について、適正な利用を確保することを目的として、保安林以外の森林を一定規模以上に開発する場合に、知事の許可を受ける制度をいう。